

答申書

1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が平成28年6月16日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（平成28年5月31日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書によるもの。以下「原処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人

原処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）には、対象児童は日常生活はほぼ自立と記入されているものの、実際には生活面及び学校面において手がかかってしまうため、特別児童扶養手当の認定を求める。

（2）審査庁

審理員意見書にあるとおり、原処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

（1）審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

診断書では、対象児童の状態について、知能指数66、日常生活はほぼ自立と診断されている。そのため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）にある標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級、おおむね50以下のものが2級という基準のほか、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断しても該当しないと考えられ、審査請求人の主張は採用することができない。

また、原処分は局長通知で規定している障害認定審査医（以下「障害認定審査医」という。）による医学的な判断の基に行われた処分であり、処分庁は審査請求人に対して、特別児童扶養手当認定請求却下通知書も交付しており、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり何ら違法又は不当な点は存在しない。

4 調査審議の経過

平成 28 年 8 月 10 日 審査庁からの諮問の受付
8 月 22 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

診断書には対象児童の状態について、知能指数 66 と記載されており、局長通知の標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級、おおむね 50 以下のものが 2 級に相当するという認定の基準には該当しないと認められる。局長通知には、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することという内容も記載されているが、この点に関しても診断書には、日常生活はほぼ自立と記載されており、基準に該当しないと認められる。このことは、審理員意見書にある障害認定審査医による本件審査請求に係る児童は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 3 に定める障害の状態には該当しないとの医学的な判断についても、相当の理由があると認められるものである。

その他、審査請求人からは、弁明書や障害認定審査医の判断などに対して反論はされていない。

また、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和 39 年厚生省令第 38 号)第 18 条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当認定請求却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は存在しない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央 (会長職務代理者)

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里